



優良住宅部品評価基準

Evaluation Standards for Quality Housing Components

洗濯機用サイホン排出管

(可変式洗濯機設置台)

Siphonic Discharge Pipe for Wash Machine/ Variable type washing
machine table

BLFE SD/A-1:2016

2017年3月31日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品評価基準 洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - (1.1 機能の確保)
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - 1.3 耐久性の確保
 - (1.4 環境に対する配慮)
 - 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - (2.1 適切な品質管理の実施)
 - (2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品評価基準 洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）

I. 総則

1. 適用範囲

既存の集合住宅の住戸内に設置する、サイホン作用を利用して洗濯機の排水を浴室内に流す洗濯機用サイホン排出管のための洗濯機設置台に適用する。

2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」によるほか、次による。

- a) 可変式洗濯機設置台：洗濯機の下に設置する台で、台座と保護カバーから構成され、幅・奥行きを調整することが可能な洗濯機設置台をいう。
- b) 台座：洗濯機をかさあげするための部材で、洗濯機の脚を乗せる台をいう。
- c) 保護カバー：台座と台座をつなぐための部材をいう。
- d) 防振パット：台座上面に設置する洗濯機の振動を防止するための部材をいう。
- e) 滑り止めゴム：台座下面に設置する洗濯機設置台の滑り止めのための部材をいう。
- f) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- g) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。
- h) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- i) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。a) 可変式洗濯機設置台：洗濯機用サイホン排出管のサイホン作用を安定化させるための洗濯機設置台で、幅・奥行きを調整することが可能な部材をいう。

3. 部品の構成

- a) 構成部品は、表-1 による。

表-1 構成部品

構成部品	構成の別	備考
台座	●	防振パット、滑り止めゴムを含む
保護カバー	●	

注) 構成の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

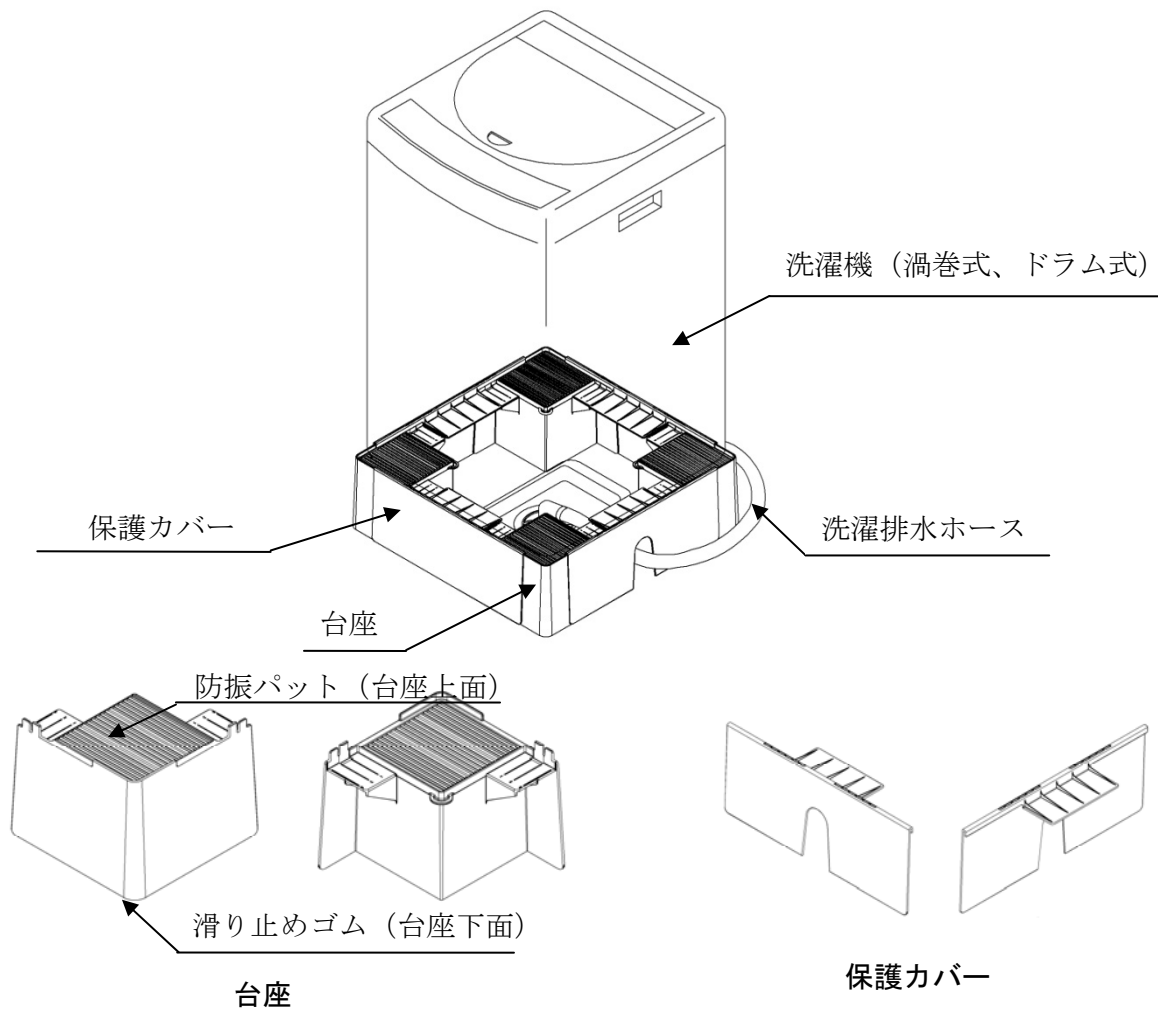


図-1 構成図

4. 材料

a) 構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

<例示仕様>

可変式洗濯機設置台の部材は、表-2 のとおりとする。

表-2 部材の仕様

構成部品名	仕様
台座	ポリプロピレン
保護カバー	ポリプロピレン
防振パット	NR
滑り止めゴム	EPDM

5. 施工の範囲

構成部品の施工の範囲は、原則として次による。

- a) 洗濯機設置台の固定（設置する場合）
- b) その他構成部品の取付

6. 寸法

可変式洗濯機設置台の寸法は、表—3 による。

表—3 可変式洗濯機設置台寸法

幅 (mm)	奥行き (mm)	高さ (mm)
500~640*	500~640*	178

※幅・奥行きの寸法は、可変の範囲とする。

※高さの寸法は、台座底面から台座上面（防振パット含む）までとする。

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

(1.1 機能の確保)

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

可変式洗濯機設置台の性能は、次による。

a) 局部荷重に対する台座および保護カバーの剛性

1) 可変式洗濯機設置台の台座に防振パットを設置し、直径 30 mm の円柱を置く。さらに、十分な剛性を有する載荷板をのせ、載荷板を介して 1960N（荷重板、載荷板の質量を含む）の荷重を 3 分間かけ、白化、ひび割れ等の異常のないこと。

<試験：BLFT SD/A-101「局部荷重試験（台座）」>

2) 可変式洗濯機設置台の保護カバーの中央部に幅 100mm に厚さ約 5 mm のゴム板をはった荷重板を介して、784N（荷重板の質量を含む）の荷重を 3 分間かけ、白化、ひび割れ等の異常のないこと。

<試験：BLFT SD/A-102「局部荷重試験（保護カバー）」>

b) 耐衝撃性に対する台座および保護カバーの剛性

1) 台座に JIS K 7211:1976 に規定（廃止規定）する質量 1 kg のなす形おもりを 1m の高さから台座の中央部に落下させ、試験体の破損の状態を目視により観察し、異常のないこと。（おもりによる痕跡を除く）なお、衝撃荷重点の裏側にリブがある場合は、リブ間の中央部に衝撃荷重を加える。

<試験：BLFT SD/A-103「耐衝撃性試験（台座）」>

2) 保護カバーの鉛直面に、147N の砂袋の衝撃を加え、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損が生じないこと。

<試験：BLFT SD/A-104「耐衝撃性試験（保護カバー）」>

c) 曲げ強さ及び曲げ弾性率

ポリプロピレンは、JIS K 6921-1:1997[プラスチック—ポリプロピレン(PP)成形用及び押出用材料—第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎]、JIS K 6921-2:1997[プラスチック—ポリプロピレン(PP)成形用及び押出用材料—第2部：試験片の作り方及び諸性質の求め方]に基づき試験を行ない、表示曲げ強さ及び曲げ弾性に対し±10%以下であること。ただし、結果は5個の試験片の最小値とする。

＜試験：BLFT SD/A-201「曲げ強さ試験」＞

＜試験：BLFT SD/A-202「曲げ弾性率試験」＞

d) 表面硬さ

1) JIS K 7202-2:2001に規定するロックウェル硬度計(Rスケール)を用い、試験体表面の10箇所のロックウェル硬さを測定し、その平均値が、表示ロックウェル硬度に対し±10%以下であること。

＜試験：BLFT SD/A-203「表面硬さ試験」＞

e) 台座および保護カバーは、洗濯機の振動により容易にはずれない構造であること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

可変式洗濯機設置台の性能は、次による。

a) 鋭角部や突起部がなく、けがをしないような形状・加工状態であること。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

可変式洗濯機設置台の性能は、次による。

a) 吸水率

JIS K 7209:2000[プラスチックの吸水率及び沸騰水吸水率試験方法]により吸水率の測定を行い、3個の試験片測定値の平均値が0.5%以下であること。尚、試験片の形状は正方形板試験片(厚みは底厚とする)とし、吸水率の計算は試験片の元の質量と吸水前後の質量増加分の比から求める。

＜試験：BLFT SD/A-204 吸水率測定試験＞

b) 耐酸性

3% (常温) の塩酸 (試薬特級) 1ml を試験片表面に滴下し、1時間後に表面にひび割れ、ふくれ及び著しい変色のないこと。その後、表面硬さ試験 (BLT SD-05) と同様にしてバーコール硬度又はロックウェル硬度を測定する。

＜試験：BLFT SD/A-205「耐酸性試験」＞

c) 耐アルカリ性

5% (常温) の水酸化ナトリウム (試薬特級) 1ml を試験片表面に滴下し、1時間後に表面にひび割れ、ふくれ及び著しい変色のないこと。その後、表面硬さ試験 (BLT SD/A-203) と同様にしてバーコール硬度又はロックウェル硬度を測定する。

＜試験：BLFT SD/A-206「耐アルカリ性試験」＞

1.4 環境に対する配慮

可変式洗濯機設置台の性能は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書その他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵 2年

<免責事項>

1. 住宅用途以外で使用した場合の不具合
2. 住宅用の洗濯機以外の排水に使用した場合の不具合
3. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
4. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
5. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
6. 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象
7. 海外付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
8. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
9. 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.3 適切な施工の担保

可変式洗濯機設置台の要求事項は、次による。

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 少なくとも次の内容について、適切に設定されていること。
 - 1) 構成部品の外形寸法（幅×奥行×高さ）
 - 2) 可変式洗濯機設置台の固定方法
 - 3) 洗濯排水ホースの固定方法

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

- a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について適切に定められていること。
 - 1) 施工の範囲及び手順
 - ① 台座の固定
 - ② 保護カバーの台座への取付
 - 2) 施工上の留意事項等
 - ① 取付下地の確認
 - 3) 関連工事の留意事項
 - ① 取付下地の要件および施工方法
- b) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の情報提供は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

3.2 使用に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の情報提供は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」によるほか、次による。

- a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 洗濯機取り出し口高さ

3.3 維持管理に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の情報提供は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

3.4 施工に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の情報提供は、「優良住宅部品評価基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

Ⅲ. 附 則

1. この評価基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFE SD/A-1 : 2016）は、2017年3月31日から施行する。

自由提案型優良住宅部品評価基準

(洗濯機用サイホン排出管 (可変式洗濯機設置台))

解 説

この解説は、「自由提案型優良住宅部品認定基準(洗濯機用サイホン排出管(可変式洗濯機設置台))」の制定内容等を補足的に説明するものである。

I 基準の制定

自由提案型優良住宅部品認定基準「洗濯機用サイホン排出管」は、従来の洗濯排水ホースを延長する方式に替わるもので、洗濯機のかさあげを行い、サイホン作用を利用して浴室内に洗濯機の排水を排出する方式であり、2014年に自由提案型として基準を制定したものである。

本基準は、「洗濯機用サイホン排出管」の構成部品である洗濯機設置台について、幅・奥行き共に500～640mmの範囲で調整可能で、スペースに合わせて大きさを変えられる洗濯機設置台が開発されたことから、「洗濯機用サイホン排出管」のユニット別基準として基準を制定したものである。

II 要求事項の根拠

可変式洗濯機設置台の特性、使用状況等を勘案して、要求される性能を定めた。なお、一部の要求性能においては、関連する基準として、「洗濯機用防水パン」、「洗濯機用サイホン排出管」の要求性能及び試験方法を参考とした。

1. 適用範囲

可変式洗濯機設置台は、上記の開発経緯から「洗濯機用サイホン排出管」のための基準とし、適用範囲を限定した。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a)～d) 局部荷重に対する台座および保護カバーの剛性他

可変式洗濯機設置台は、排水機能以外の機能は洗濯機用防水パンと同様であるため、洗濯機用防水パンの基準を参考とした。

e) 台座および保護カバーは、洗濯機の振動により容易にはずれない構造であること。

可変式洗濯機設置台は、台座と保護カバーが一体型ではなく組み立てする製品であるため、洗濯機の振動により保護カバーが容易にはずれない構造であることを要求事項とした。

1.3 耐久性の確保

a)～c) 吸水率他

可変式洗濯機設置台は、排水機能以外の機能は洗濯機用防水パンと同様であるため、洗濯機用防水パンの基準を参考とした。

3.2 使用に関する情報提供

可変式洗濯機設置台を設置することにより、洗濯機の取り出し口高さが18 cm程度高くなることから、取扱説明書において情報提供されることを要求事項とした。